

最近の意匠審査基準改訂

意匠審査基準室 課長補佐 大峰 勝士

抄録

この記事では、2019年4月に公表した、図面要件の緩和等に関する意匠審査基準改訂と、2020年3月に公表した令和元年意匠法改正に対応した意匠審査基準改訂について記載しています。また、体系的な説明ではなく、意匠審査基準を改訂していく過程で検討してきたことや、改訂後の運用において出願人や審査官が特に留意した方がよい項目を中心に記載しています。体系的な説明は、令和元年度の意匠制度説明会の説明動画を特許庁ホームページやYoutubeのJPO Channelで公開していますので、そちらをご覧ください。この他、新たに保護対象に加えられた建築物や内装の意匠の分野に限定して作成した建築物・内装デザイナー向けの説明資料も同じく特許庁ホームページやYoutubeで公開しています。

1. 2019年4月公表の意匠審査基準改訂等 (2019年5月以降の出願に適用)

2019年4月に公表した基準改訂や規則改正では、意匠の実務に横たわる3つの壁を取り払うことができました。

一つ目の壁は、六面図の壁。以前は、立体物の場合正投影図法による六面図を一組の図面とし、不足する場合は方式指令等の対象となっていました。この要件をなくし、願書に添付した図面から意匠登録を受けようとする意匠を特定できる場合は登録可能となるよう改めました。

二つ目の壁は、部分意匠の壁。以前は、部分意匠を出願する際は願書に「部分意匠」の欄を設ける必要があり、また、全体意匠と部分意匠の間では先願の規定を適用しませんでした。これを、願書の「部分意匠」の欄を不要に、また、全体意匠と部分意匠の間にも先願の規定を適用するよう改めました。

最後の壁は、一物品の壁。意匠を構成する物品の考え方について、近年の裁判例にあわせ少し柔軟にしました。

なお、「壁」という少しきつい表現をしていますが、この3つの壁は理不尽なものではありません。六面図の壁は、登録意匠の範囲を客観的かつ明確に特定することに寄与し、部分意匠の壁は、平成10年に部分意匠制度を導入した当時の混乱を避け、ス

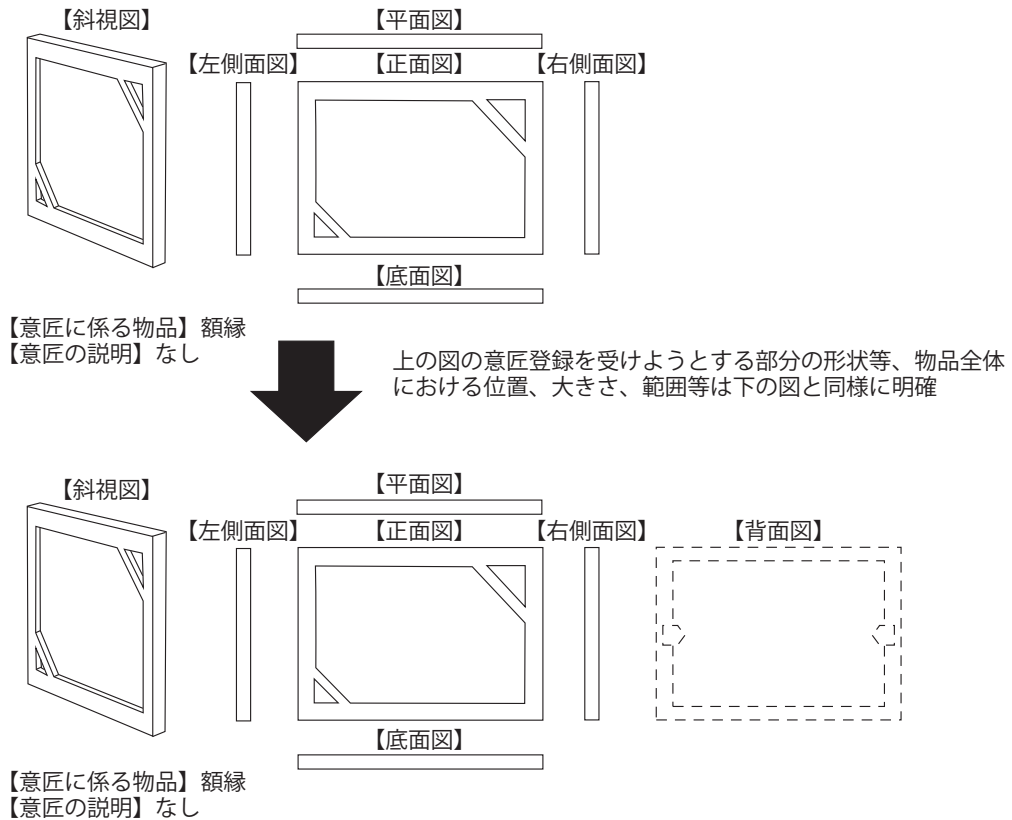
ムーズに部分意匠制度が日本に定着することに寄与し、一物品の壁も、登録意匠の範囲を客観的かつ明確に特定することに寄与していたと思います。一方、これらの壁は、意匠の創作や出願戦略が多様化する中、創作の本質的ではない部分で出願人にコストを生じさせ得るものでしたので、創作の実態や部分意匠の活用状況を踏まえ、運用を改めることとしました。

(1) 六面図の壁

以前は、立体物の場合、正投影図法による六面図等による物品全体の開示が必要でした。そのため、チェストの背面や底面のような使用時に見えずデザイン上の特徴のない個所や、部分意匠の「その他の部分」を含めた、物品全体を表すことが必要であり、図が不足する場合は方式指令の対象でした。

これらの図は登録意匠の範囲を客観的かつ明確にする上では必要なものですが、出願人が意匠登録を受けようとして意匠登録を出願する際にこれらの図を添付しないのは、出願人が創作し意匠登録を受けようとする意匠が他の図で十分表現できていると考えているか、そもそもこれらの図には意匠登録を受けようとする意匠の特徴が含まれていないということも考えられます。

そこで、意匠審査基準や意匠法施行規則を改め、



願書に添付された図面で意匠登録を受けようとする意匠が明確な場合、すなわち、図面で表現されていない部分については「その他の部分」と扱った上で、添付された図面で開示された範囲で意匠登録を受けようとする部分の形状等、物品等の全体における位置、大きさ、範囲等が明確であれば、意匠の明確性に支障が無いと判断することとしました。

この運用変更は、意匠の明確性を維持した上でのものです。正投影図法による六面図等のように、意匠を客観的かつ明確に表すことは今後も推奨されますし、この運用変更は、添付された図から意匠登録を受けようとする意匠が明確であれば、正投影図法による六面図等が揃っていない場合であっても、そのまま登録を受けることができるようになったものとなります。

この他、電源ケーブルの途中を省略するような場合の記載方法等、意匠登録を受けようとする意匠の明確さを損なわない範囲で「その他の部分」の記載方法を緩和しています。

(2) 部分意匠の壁

部分意匠は、1998年（平成10年）の意匠法改正

で導入されました。物品の部分について意匠登録を受けようとするときは、手続き上、願書に【部分意匠】の欄を設けることとし、また、審査運用において、先願の規定（意匠法第9条第1項及び第2項）の規定の適用については判断しない、としていました。

導入当初の制度設計もあり、部分意匠制度は大きな混乱を生じさせることもなく浸透し、当初2割弱だった部分意匠が意匠登録出願全体に占める割合はその後増え続け、最近では4割を超すまでになっています。部分意匠の活用が進むにつれてその出願戦略も多様化してきました。このような状況や、制度導入からの20年間に蓄積された、出願や審査での経験を踏まえ、より実質的な権利内容に基づく意匠制度となるよう、運用を改めました。

手続き面では、願書から【部分意匠】の欄を廃止しました。部分意匠について意匠登録を受けたい場合は、願書に添付する図面で描き分け、願書の【意匠の説明】の欄に意匠登録を受けようとする部分の特定方法を記載することとなっています。なお、【部分意匠】の欄は、ユーザーの皆様が先行意匠調査をする際に活用されていたこともあり、この欄を廃止するのに合わせ、日本意匠分類の中に、実質的な部

分意匠を表すDターム記号VZA（図面の中に描き分けのあるもの）及びVZB（VZAに該当しないもので、図面の中で物品等の形状等を開示していない範囲があるもの）を設けました。運用変更後の出願を調査する際は、DタームVZAを活用することで運用変更以前の部分意匠と実質的に同様の先行意匠を抽出することができ、VZBを活用することで、図面では描き分けをしていないが、背面図や底面図がない実質的な部分意匠を抽出することができるようになっていきます。

審査運用面では、全体意匠と部分意匠であっても先願の規定の適用について判断するようになりましたが、例えば「デジタルカメラのレンズ部分」といった、物品等の特徴的な部分を「意匠登録を受けようとする部分」とした典型的な部分意匠は、物品等の全体と比較して「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能や、物品等の全体に占める位置、大きさ、範囲が大きく異なりますので、先願の規定の適用を判断したとしても非類似となり、先願の規定の適用を判断しない場合と比べても実質的な違いはありません。先願の規定の適用の判断をすることで審査結果に影響を受けるのは、実質的に全体意匠と異ならないような部分意匠に限られます。

(3) 一物品の壁

意匠法第7条は、意匠登録出願は意匠ごとにしななければならないことについて規定しています。改訂前の基準において、「二以上の物品の図面を表示した場合（数個の物品を配列したもの）」が「意匠ごとに出願されていないものの例」に挙がっていましたが、具体的な判断基準が示されていませんでした。近年、デザインがより高度化し、流通の時には容器となっているものを使用する時には製品の一部として使用するもののような、流通時と使用時で物品の境が変わるものや、中に製品を入れたときにデザインとして完成する容器など、デザインの創作の単位が物品の枠に収まりにくいものが増えている状況がありました。

このように、「一物品の壁」は見えない壁として改訂前の意匠審査基準に存在していました。この要件は、意匠権の権利内容の明確性にも影響するものであり、厳格な判断が必要となるものである一方、今

日の意匠の創作や製品流通の実態に則した、より柔軟な判断を求める声もある状況にあり、バランスを取ることの難しいものといえますが、近年裁判所において、今日の意匠の創作実態や流通実態に照らし、①製造方法、流通形態及び使用形態、②分離不可分性、及び③各構成要素の独立した取引の可能性等を考慮した判断がなされたこともあり、これを明確化することとしました。

改訂後の審査基準では、図面等に個別に認識可能な複数の物体が表されている場合であっても、社会通念上それら全てが一の特定の用途及び機能を果たすために必須のものである場合は一物品と判断し、必須のものとはまではいえない場合は、社会通念上それら全てが一の特定の用途及び機能を果たすためにどの程度必要か、ということに加え、①物理的に一体であるかどうか、②一つの形態としてのまとまりがあるかどうか、及び③社会通念上一体的に実施（製造、使用、譲渡等がなされるものであるかどうか）を考慮し、社会通念上それら全てが一の特定の用途及び機能を果たすためにほぼ必須といえるものの中で①～③も満たす場合や、社会通念上それら全てが一の特定の用途及び機能を果たすためにある程度必要なものの中に、①～③が強くみられる場合等は、一物品と認めるようにしました。

(4) その他の改訂

この改訂では、(1) から (3) に挙げた項目の他、意匠に係る物品の欄の記載方法や組物の構成物品等も、意匠の明確性を損なわない範囲で柔軟にしています。

2. 令和元年改正意匠法に対応した意匠審査基準改訂（2020年4月以降の出願に対応）

令和元年5月10日に成立し、同17日に公布された特許法等の一部を改正する法律（令和元年5月17日法律第3号）では、意匠法の保護対象に建築物、画像、内装の意匠等が含まれるなど、意匠法が大きく変わりました。2019年度（令和元年度）は、この施行に向けた意匠審査基準の整備をしました。

また、この改訂では、この機にあわせ、全体の構成の見直しや表現の見直しも行っています。

(1) 全体の構成等について

現在の意匠審査基準の基礎となっているのは、2002年（平成14年）に公表されたものであり、部分意匠や関連意匠が導入された1998年（平成10年）に改正された意匠法の内容に基づいたものです。当時、部分意匠がそれまでの全体意匠と性質を異にする部分が多かったこともあり、改訂前の意匠審査基準では独立した部分意匠の章を設け多くのページを割っていました。

しかし、1.に記載したとおり、2019年4月に改訂した意匠審査基準等で、部分意匠の壁を取り払い、全体意匠、部分意匠ということありきで審査をするのではなく、意匠登録を受けようとする部分に注目し統一的な判断指針に基づき審査を進めていく運用に改めました。1.の意匠審査基準改訂の際は、法改正が検討されていた時期であることもあり、独立した部分意匠の章を残しつつ必要な改訂をしたのですが、令和元年改正意匠法に対応した意匠審査基準とする際に独立した部分意匠の章をなくし、全体意匠と部分意匠の間の壁がない形の意匠審査基準としました。

また、改訂前の意匠審査基準は意匠法の条項の並びにあわせた構成となっていました。これは、意匠法がきっちりと頭に入っている人であれば探しやすい一方で、審査の流れに沿った順になっていないことから、意匠法に馴染みの少ない人にとってはわかりにくい構成となっていました。このため、構成を

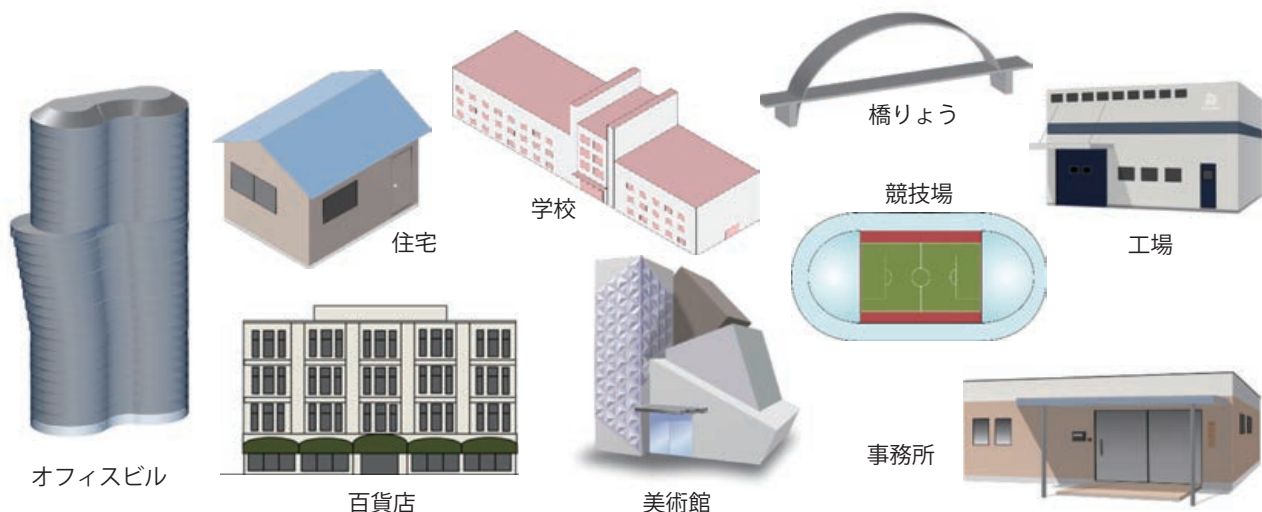
見直しています。特許・実用新案審査基準が審査の流れに沿った順になっていることや、意匠審査基準を同様の並び順にすることで、弁理士や企業の知財部門の方など、知的財産権を広く取り扱う方が感覚的に探しやすくなることを考慮して、改訂後の意匠審査基準の並びは特許・実用新案審査基準の並びを基本として構成しました。

さらに、表現を平易にすることや、主語、目的語などを明確にすることなども考慮して改訂作業を進めました。表現をあまりに変えすぎると、改定後の意匠審査基準のメインユーザーである、改訂前の意匠審査基準に馴染み深い意匠の専門家に混乱が生じてしまうことも予想されますので、初めて意匠審査基準に触れる方にもわかりやすく、専門家にも混乱が生じない表現とすることにより苦心しました。

(2) 建築物の意匠

改正前の意匠法では、意匠は「物品の形状、模様、色彩又はこれらの結合」とされ、物品とは有体物の動産と解されていました。このため、不動産は意匠とは判断されませんでした。令和元年意匠法改正で建築物の形状等も意匠法上の意匠となりました。

この建築物の意匠は、建築物だけを限定的に保護することを意図したものでなく、不動産であることを理由に意匠法上の意匠と認めなかった意匠を保護することを意図して法案が作成されたことを踏まえ、以下のようなものを対象としています。



意匠法上の建築物の例

建築物の意匠の意匠審査基準を改訂していく上で最も活発に議論したこととして、建築物の範囲があります。デザインとして、建築物は必ずしも棟単位で創作されているわけではなく、付随物や土地、周辺の景観などと一体となっている場合などがあり、物理的な面から数えることが可能な物品と比べて建築物は一単位としての境界が曖昧となっていることがあります。借景や差し込む光のような、環境と混然一体に創作されたものもあります。一方で、例えばゴルフ場にある建物にゴルフコース全体が付随する、というのも無理がありますので、あくまでも建築物が主であり、それに付随するものの範囲で多少柔軟に判断するようにしています。なお、建築物は人が入って活動するものは用途及び機能が類似するものとして扱われます。

また、建築物のときにだけ認められる扱いとして、位置、大きさ、範囲を特定しない部分意匠があります。建築物の内側について意匠登録を受けようとする場合、メインエントランスなど建築物の中の位置、大きさ、範囲に意味があるものは特定しなければなりません。例えばオフィスビルの特定のフロアを部分意匠とする場合などは、例えば3階から25階まで同じフロア構造、ということもありますし、そのような場合に位置、大きさ、範囲を特定する必要性に乏しい、ということがあります。

(3) 画像を含む意匠

令和元年意匠法改正で、物品等から独立した画像も意匠として保護可能となりましたが、これまでも歴史的に物品の表示部に表れる画像は物品の部分として保護されてきました。もともと、セグメント表示の液晶表示盤のように、表示内容を表さないことには物品が成立しないようなものが保護され、さらに、2006年（平成18年）の意匠法改正で、物品の機能を発揮させるための操作の用に供される画像、すなわち、操作画像が物品の部分として保護されてきました。

意匠審査基準の改訂にあたっては、新たに保護することとなった物品等から独立した画像と、今まで保護されてきた物品の部分としての画像をどう整理するか、ということから始まりました。

今回の法改正により、これまで物品の部分として保護されていた画像は、基本的に新たな画像として保護可能でしょうし、画像として意匠登録されることで、どのような物品に表示されるかを問わず比較対象となることから、画像の保護に適しているように思います。しかし、2006年の法改正以前から表示画像は保護されており、「物品の部分」にはもともと画像を含み得ることや、令和元年意匠法改正の経緯を見ても、物品の部分としての画像を否定したも

(1) 画像意匠

機器の操作の用に供される画像の例



「商品購入用画像」
(ウェブサイトの画像)

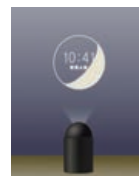


「アイコン用画像」
(クリックするとソフトウェアが立ち上がる操作ボタン)

機器がその機能を発揮した結果として表示される画像の例



「医療用測定結果表示画像」



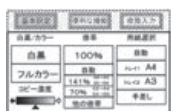
「時刻表示画像」
(※投影された画像)

(2) 物品等の部分に画像を含む意匠

物品等の機能を発揮するための操作の用に供される画像



【正面図】



【表示部部分拡大図】

【意匠に係る物品の説明】 正面図及び表示部部分拡大図に表された画像は、複写のための各種設定を行うものである。

【意匠の説明】 実線で表した部分が意匠等を受けようとする部分である。

「複写機」

物品等の機能を果たすために必要な表示を行う画像



【正面図】



【使用状態を示す参考正面図】

【意匠に係る物品の説明】 正面図上部の表示部に示された画像でメトロノームとしての機能を発揮する電子メトロノームである。上部の表示窓には設定されたテンポが表示される。下方のボタンでテンポや表示の変更が可能である。

【意匠の説明】 実線で表した部分が意匠等を受けようとする部分である。

「電子メトロノーム」

画像を含む意匠の例

のでないこと、画像の中には物品の物理的な形状等と一体としてデザインされているものがあること、諸外国には画像を表示する物品等を描く必要がある国もあることなどを踏まえ、これまでの物品の部分として保護されていた画像の保護については、これを踏襲しつつ、画像と共に新たに保護対象となった建築物の部分に表示される画像も同様に考え得ることから、物品「等」の部分に画像を含む意匠としました。

用語では、令和元年意匠法改正で新たに保護対象となった画像を「画像意匠」、物品、建築物の部分に表示された画像を「物品等の部分に画像を含む意匠」とし、両者をまとめたものを「画像を含む意匠」と表現することとしました。画像意匠、物品等の部分に画像を含む意匠のそれぞれに表示画像、操作画像が含まれますので、意匠審査基準では、従来の物品の部分に表示された表示画像、操作画像の基準を踏襲しつつ、大きく4つに分けて記載しています。

また、「画像意匠」と「物品等の部分に画像を含む意匠」との間で類否判断するかどうか、ということについても議論を進めました。意匠法上「画像」と「物品」は実施行為が異なりますので、先後願の判断は行わない、という判断もし得ます。しかし、表示器のように、画像を表示すること以外の機能がなく、その特徴がほぼ表示された画像に依っている場

合も先後願の判断をしないとあっては、1.(2)で取り除いた部分意匠の壁のような状態に将来なりかねません。物品同士の類否判断ではそれぞれの物品の用途及び機能を考慮して行いますが、この、これまでの審査判断も考慮して、画像意匠と物品等の部分に画像を含む意匠についても先後願の判断を行います。具体的には、画像と物品の用途及び機能も考慮し、物品等に画像を表示する以外の固有の用途及び機能がある場合は、画像と物品とで用途及び機能が非類似と判断し、物品等に画像を表示する機能以外の機能がほとんどない場合に画像と物品とで用途及び機能が類似と判断することとしました。

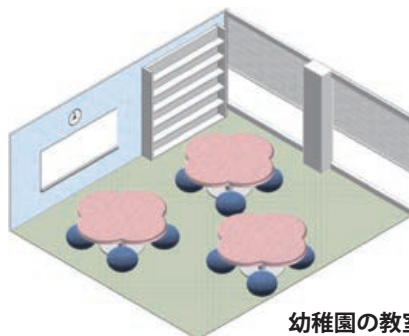
(4) 内装の意匠

令和元年意匠法改正で、内装とは、店舗、事務所その他の施設の内部の設備及び装飾をいい、これらを構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、内装全体として統一的な美感を起こさせるときに意匠登録を受けることができることが規定されました。

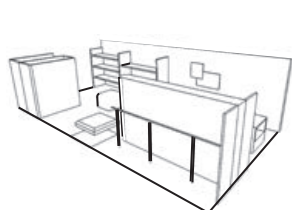
内装の意匠で議論の中心となったのは、内装全体としての「統一的な美感」をどこまで厳しく判断するか、ということがあります。家具から食器の一つ一つまで全て一からオーダーしてその施設専用で作っていく、という場合であれば統一的な美感を厳



喫茶店の内装

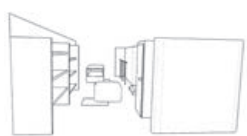


幼稚園の教室の内装



【斜視図】

アパレル店の内装



【左側面側から見た斜視図】



【左側面図】



【平面図】



【正面図】



【右側面側から見た斜視図】



【右側面図】

内装の意匠の例

しく求めても要件を満たすところですが、いくつかの家具などは既製品などから選択しつつ全体で快適な空間を作っていくことなどを目指した場合、個々の構成物等を見たときに必ずしも厳密な意味での統一感がない、ということが生じ得ます。現実存在する内装の意匠にはそのようなものがほとんどで、その中には独創的で素晴らしいデザインも数多く存在していることを考えると、統一感を厳しく求め門前払いすることによる弊害の方が大きくなりますので、内装全体としての「統一的な美感」については、合理的な内装空間を形成している場合はこの要件を満たしている、という判断をすることとしました。

(5) 関連意匠

令和元年意匠法改正で関連意匠として認められる期間が大幅に延びました。改正前は本意匠の意匠公報発行まででしたが、改正後は基礎意匠（最初に選択した本意匠）の出願日から10年を経過する日前まで、となりました。この意匠法第10条の判断で注意いただきたいのは、意匠法第10条の出願日等の判断は、優先権主張が認められる場合は優先日となることです。先程、関連意匠として認められるのは基礎意匠の出願日から10年を経過する日前、と書きましたが、基礎意匠に優先権主張が認められている場合は優先日から10年を経過する日前、となることです。一方、意匠権の権利期間の計算の際や、出願日に基づき改正前の法律か改正後の法律のいずれが適用されるか、という判断をする際には、優先権主張がされた場合であっても出願日を基に判断され、実際の出願日と異なる日となるのは、適法に行われた分割出願、変更出願、補正却下決定後の新出願に限られます。

意匠審査基準を改訂する際、最も検討を重ねたこととして、意匠法第10条第2項及び第8項で新規性の判断の基礎となる資料から除外されることが規定されている、基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠と同一又は類似する「自己の意匠」の判断となります。改正前の関連意匠は本意匠が公開される前に出願されたものに限られていましたが、改正後の関連意匠は本意匠が登録され、意匠公報が発行され、当然実施をされた後に出願されたものも認められます。これら基礎意匠等が公知となった後も、関連

意匠が、基礎意匠等に関連した自らの公知意匠を基に新規性等の要件により拒絶されないように定められたものです。

自己の意匠かどうかを判断するにあたり、出願の意匠に比べ、公知意匠は誰のものであるのか明確に記載されていない場合もあります。一方、出願の意匠では表されていない商標が示されている場合や、雑誌の場合等であれば写真に付随した記事等から誰の商品なのかわかる場合もあります。一方、誰のものかわからないものまで自己の意匠と判断することは立法趣旨にも反しますので、公知意匠が誰に属するか、ということはある程度の柔軟性を持ちつつ、自己の意匠とわかる範囲で認めていくよう基準を作成しています。

この、意匠法第10条第2項及び第8項の効果は、意匠法第4条に規定される新規性喪失の例外と似た効果となりますが、いくつかの違いがありますのでご注意ください。

まず、手続面ですが、意匠法第10条第2項又は第8項では、関連意匠として認められる場合は、自己の意匠を除外するための特段の手続をすることなく新規性等の判断の基礎となる資料から除外されますが、新規性喪失の例外の規定の適用を受けるためには申請や証明書提出（自己の行為に基づく公開の場合）、自らの意に反して公開された意匠であることを証明する（自らの意に反して公開された場合）といった手続が必要で。

次に、除外される公知意匠ですが、意匠法第10条第2項又は第8項では意匠公報等を含め、公開された態様を問わず除外されるものの、基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠と同一又は類似するものに限られます。一方、新規性喪失の例外の規定では、意匠公報等の公報は除外することが認められませんが、出願の意匠や基礎意匠等に類似しない意匠についても除外することができます。

また、除外できる意匠が公開された時期ですが、新規性喪失の例外の規定は出願日前12月（2019年6月10日以降の出願。2019年6月9日以前の出願は6月）以内に公開されたものしか適用されません。意匠法第10条第2項又は第8項では、条文上明記されていませんが、法案作成担当部署に確認した経緯や改正の趣旨、意匠制度に新規性等の登録要件が定められている趣旨等を踏まえ、基礎意匠又は基礎

意匠に係る関連意匠が出願された日以降に公知となった意匠を除外することを基本とし、この例外的な扱いとして、基礎意匠の出願が新規性喪失の例外的規定の適用を受けている場合はその基礎意匠等で新規性喪失の例外的規定の適用を受けている意匠についても自己の意匠として扱われます。すなわち、基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠の無効理由となり得る意匠については、意匠法第10条第2項又は第8項では除外されません。

そして、意匠法第10条第2項又は第8項に関連してご注意いただきたいこととして、基礎意匠や基礎意匠に係る関連意匠の中に、登録後、登録料を支払わず消滅したものや、関連意匠として登録査定を受けた後第1年目の登録料を支払わず取り下げたものとみなされたものについては、これら意匠と同一又は類似する意匠について、意匠法第10条第2項又は第8項の規定の適用を受けることができません。これは、権利が維持されているものと類似する意匠であったとしても優先して適用されますので、消滅等したものと類似する意匠であれば、権利が維持されているものと類似するものであっても、新規性等の判断の基礎となる資料となります。

(6) その他の改訂

上記の他、2020年に公表した改訂意匠審査基準では、創作非容易性の判断の基礎となる資料について改正されたこともあり、これに対応する基準も整備しています。また、2021年4月1日に施行が予定されている令和元年意匠法改正の対象項目のうち、実体審査にも影響がある物品の区分の廃止については、前倒しして検討しています。物品の区分の廃止に伴う改訂基準は法律の施行にあわせて公表していく予定です。

また、今回の改訂では、これまでわかりにくい、と指摘のあった事例を含め、多くの事例について追加や差し替えをしました。

3. 意匠審査基準改訂を振り返って

この2回の意匠審査基準の改訂に向け、黒田座長をはじめとした意匠審査基準ワーキンググループの委員の皆様やユーザー団体の皆様等、多くの方と数多くの意見交換を重ねました。将来の意匠制度はこうあるべき、と前向きで建設的に意見交換にご協力いただき、その上で事務局案にご賛同いただき、多くの改善につながるご意見をいただいたことには感謝の念が尽きません。ご協力ありがとうございました。

また、下村意匠課長(前意匠審査基準室長)のリーダーシップや多くの室員の皆様のご協力で、大変ではありましたが本当に充実した2年間を過ごすことができましたと思います。ありがとうございました。

最後になりましたが、意匠審査基準室では、「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」等の関連する資料についても刷新しています。改訂した意匠審査基準をより有意義なものとする意味でも、ユーザーの皆様には、まずはこれまで以上に素晴らしいデザインを数多く生み出していただき、その素晴らしいデザインを守るために新しい意匠制度をご活用いただくことを期待しています。よろしくお願ひします。

profile

大峰 勝士 (おおみね まさし)

平成13年4月特許庁入庁
審査第一部情報・交通意匠等にて、意匠審査業務に従事。客員
研究員(バッフアロー大学)、工業所有権制度改正審議室、国
際協力課等を経て、平成30年5月より現職。